

令和3年3月22日

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第7報）

一般社団法人日本非破壊検査工業会
理事長 松村康人

令和2年3月21日に新型コロナウイルス感染症緊急事態が終了しましたが、国は、緊急事態宣言解除後の対応として、社会経済活動を継続しつつ再度の感染拡大を防止し、重症者・死亡者を可能な限り抑制するための取組をすすめていくとしています。そのなかで、「三つの密」を徹底的に避けるとともに、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」等が示されています。

当工業会においては、感染症の再拡大防止のため、以下の対策を継続いたします。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

1. 当工業会の委員会等について

- (1) 開催予定の委員会等については、原則、オンライン会議又は書面審議とします。
- (2) 喫緊の重要な審議事項があり対面で会議を行う場合は、3項を順守します。

2. 講習会・試験について

講習会・資格試験等は、入学試験や他の資格試験に準じ、3密を避ける十分な感染防止対策をした上で予定通り実施します。

3. 感染防止対策

委員会等及び講習会・資格試験等の参加の際には、検温、マスクの着用、手指消毒の励行等の感染防止対策を行うこととします。

また、感染症が疑われる風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさ、呼吸困難がある場合は、無理をせずに参加を中止してください。

4. その他

今後、政府等による新型コロナウイルス感染症の対策方針によって、上記が変更になる場合があります。その都度、当工業会のWEBサイトで公開しますので、ご確認ください。

以上